

# 浄化槽設置などに関する情報共有

対馬保健所 衛生環境課  
山口

# 1 対馬市内の浄化槽について

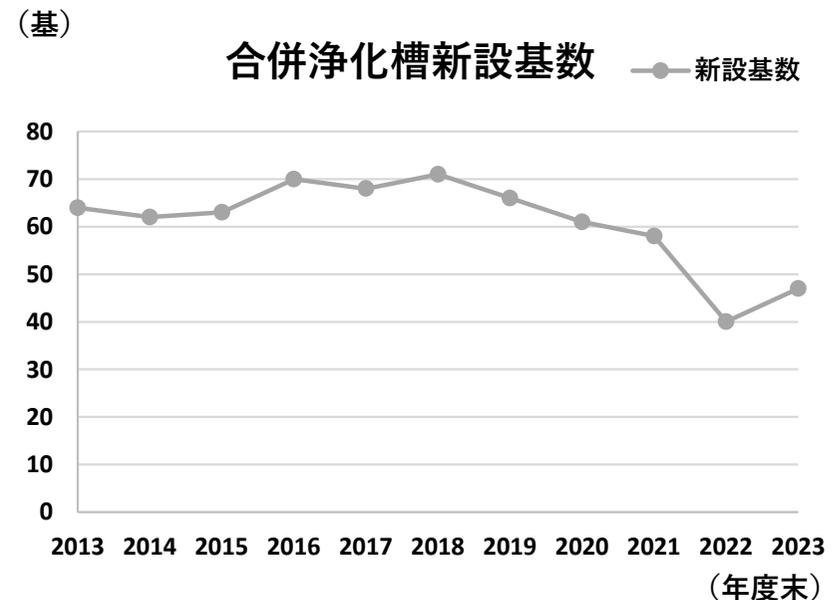
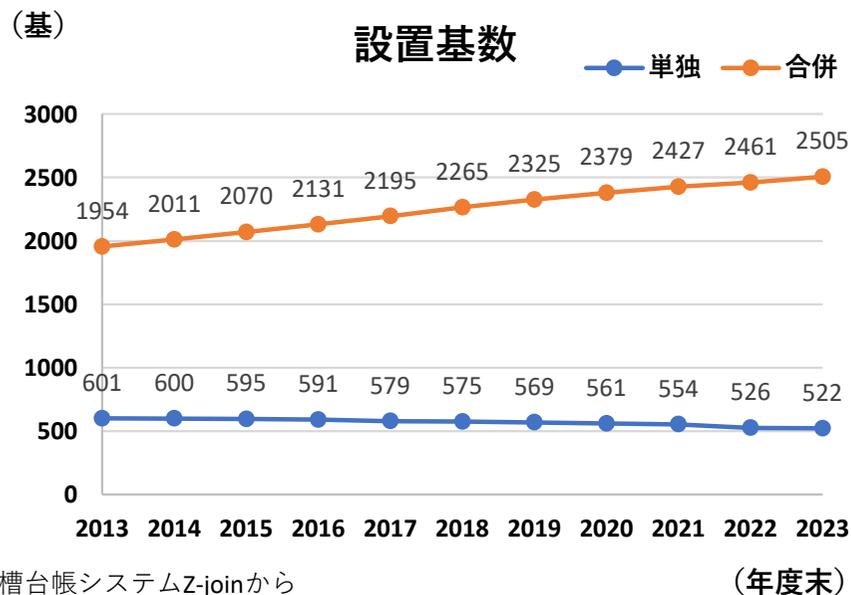
👉 浄化槽によって汚水を処理している人口は 11495人で、**浄化槽普及率は41.9%**でした。

令和5年度末 長崎県汚水処理人口普及状況 (R6. 3. 31現在)

	行政人口 (人)	処理施設別汚水処理人口内訳										汚水処理人口計 (人)	汚水処理人口普及率 (%)
		下水道 (人)	下水道普及率 (%)	農業集落 (人)	農業集落普及率 (%)	漁業集落 (人)	漁業集落普及率 (%)	浄化槽 (人)	浄化槽普及率 (%)	コミプラ (人)	コミプラ普及率 (%)		
長崎	393,052	371,559	94.5	4,300	1.1	2,106	0.5	7,186	1.8	0	0.0	385,151	98.0
佐世保	234,504	143,374	61.1	0	0.0	167	0.1	44,604	19.0	0	0.0	188,145	80.2
島原	42,163	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23,032	54.6	479	1.1	23,511	55.8
諫早	133,670	91,034	68.1	13,892	10.4	1,072	0.8	18,287	13.7	0	0.0	124,285	93.0
大村	99,124	89,628	90.4	6,663	6.7	0	0.0	2,425	2.4	0	0.0	98,716	99.6
平戸	28,290	0	0.0	141	0.5	0	0.0	12,288	43.4	275	1.0	12,704	44.9
松浦	20,722	5,127	24.7	0	0.0	1,154	5.6	4,872	23.5	0	0.0	11,153	53.8
<b>対馬</b>	<b>27,416</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>	<b>211</b>	<b>0.8</b>	<b>11,495</b>	<b>41.9</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>	<b>11,706</b>	<b>42.7</b>
壱岐	23,995	3,301	13.8	0	0.0	1,949	8.1	7,090	29.5	0	0.0	12,340	51.4

- 1-1 設置基数 ※ 保健所でまとめたデータです。浄化槽協会のデータと異なることがあります。

2023年度末の浄化槽基数は**3027基**（休止中含む）、このうち単独浄化槽基数は **522基** 合併浄化槽毎年**40~60基**が新設されている。単独浄化槽はほぼ横ばい状態。



# 1 対馬市内の浄化槽について

- 1-2 法定検査の結果（期間：令和5年1月1日から令和5年12月31日）

7条検査：2023年検査数は36件

※ 保健所でまとめたデータです。浄化槽協会のデータと異なることがあります。

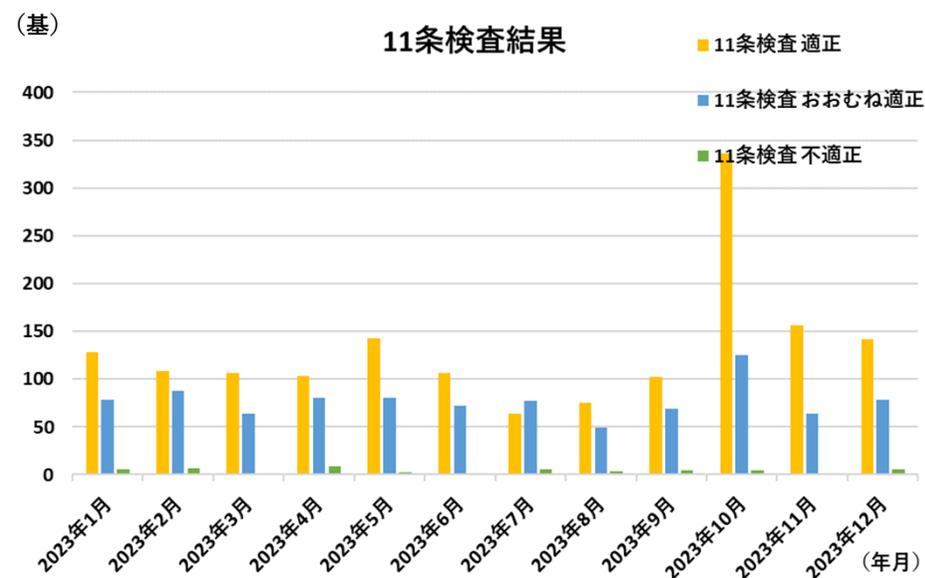
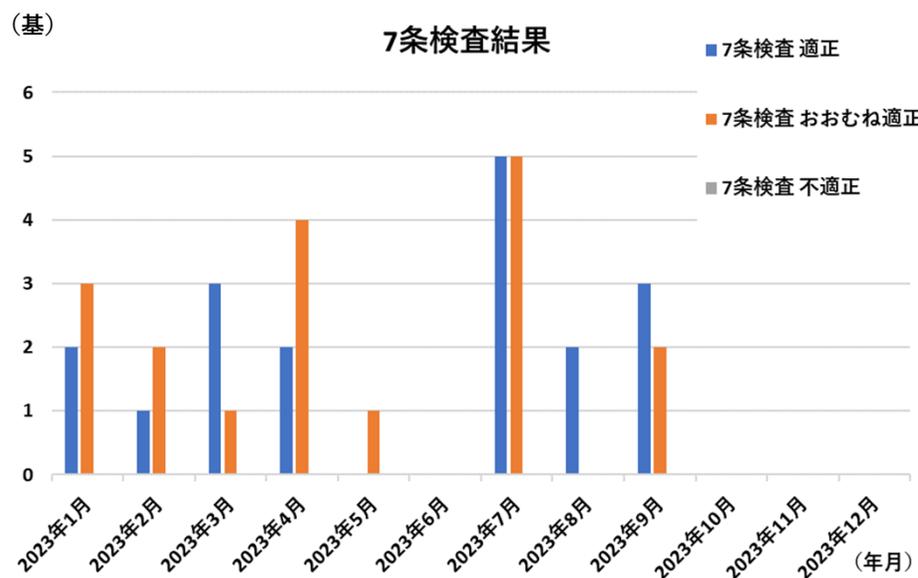
結果は適正18件、おおむね適正18件、不適正0件であった。

11条検査：2023年検査数は2549件

結果は適正1570件、おおむね適正925件、不適正54件であった。

## 👉 不適正の内容

清掃の未実施、漏水、嫌気ろ床のろ材が浮上、ブロワーの停止や故障、原水・放流ポンプの動作不良、放流水質の悪化、水位低下など



# 1 対馬市内の浄化槽について

## 1-2 法定検査の結果について

浄化槽が不適正となったら、浄化槽の改善とその報告を求める「**改善措置状況報告書**」が届きますので、**保健所まで提出**をお願いいたします。 ※浄化槽法第12条関係

※不適正浄化槽の使用休止または廃止、入れ替えなどの場合も同様に改善措置状況報告書による報告が必要です。

記入内容：清掃・保守点検業者名、浄化槽の設置場所住所、浄化槽管理者名、改善措置の内容

添付書類：清掃未実施の場合 → 清掃の実施記録票（写し）

修繕が必要な場合 → 修繕完了時の写真（写し） 保守点検記録票（写し）

改善措置状況報告書  
令和 年 月 日  
(浄化槽清掃・保守点検業者名) 住所: 氏名: 連絡先:  
令和〇年〇月の浄化槽法に基づく法定検査の結果で不適正であった浄化槽について下記のとおり改善措置の実施状況を報告します。  
記  
浄化槽設置場所: 浄化槽管理者: 改善措置内容: (保守点検実施年月日: 令和 年 月 日) (清掃実施年月日: 令和 年 月 日 ※清掃不適正の場合記入)  
※保守点検記録表や清掃の記録等の資料を添付すること。

不適正となった浄化槽については、「**改善措置状況報告書**」の提出を忘れず  
にお願いします。

## 2 浄化槽の設置に関すること

### • 2-1 設置届

届出時のお願い

① 遅くても着工の**10日前**までに保健所へ届出を済ませてください。（建築確認申請が不要な場合）

届出から受理書発出の決裁まで平均**3営業日**ほどかかります。

② 特殊な事例の場合は事前に相談してください。

**補助金交付決定後の着工**となるため、**余裕を持って**届出していただくようお願いします。

### • 2-2 休止・再開時の届け出

① 浄化槽使用休止届出書

☞ 概ね**1年以上**使用見込みがない場合には提出してください。

消毒剤の撤去日、撤去者の記載をお願いします。添付書類：**休止直前の清掃記録票(写し)**

② 使用再開届出書

☞ 休止していた浄化槽の使用を再開したら、**使用再開の日から30日以内**に届出てください。

添付書類：使用開始前の保守点検記録票(写し)、保守点検及び清掃の委託契約書(写し)、

法定検査依頼書

## 2 浄化槽の設置に関すること

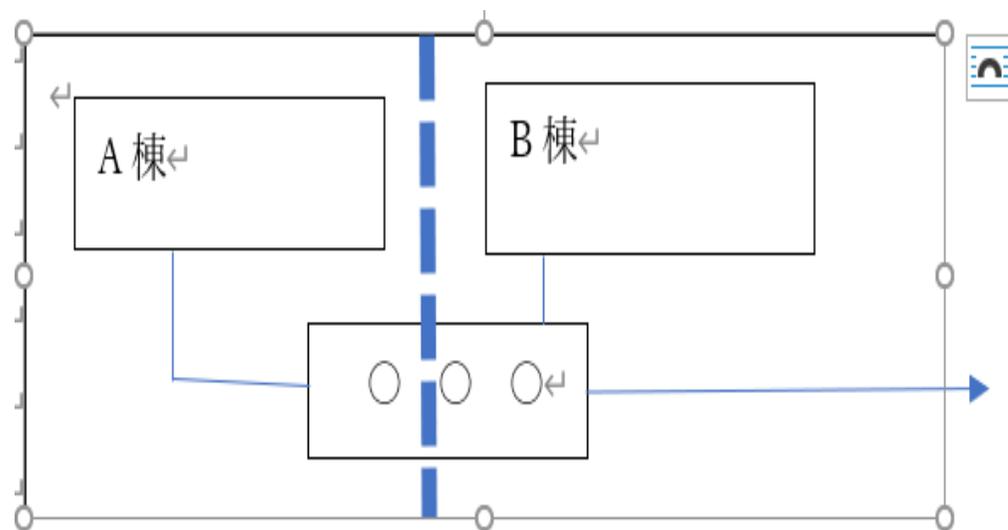
- 2-3 同一敷地内に設置する浄化槽の取り扱いについて

「敷地」（建築基準法第1条の1）

一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地

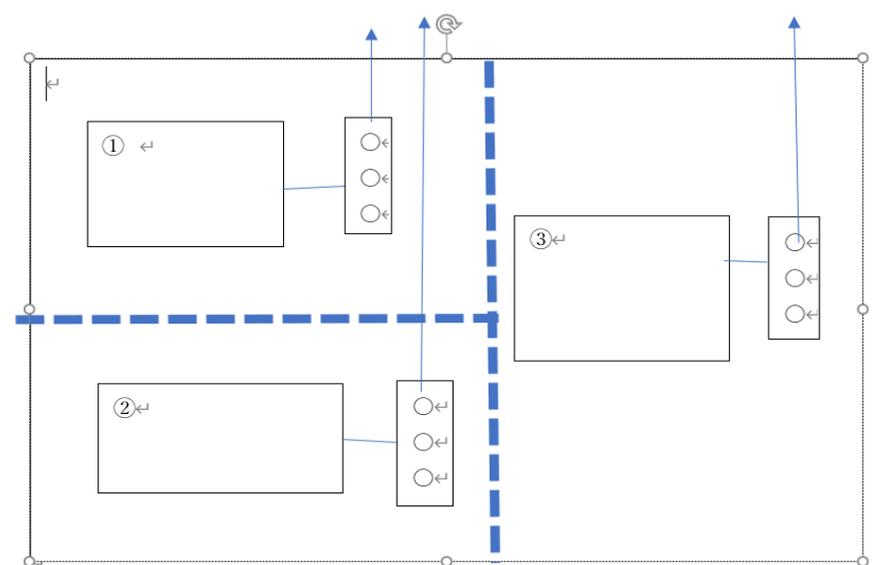
長崎県浄化槽事務取扱要領第2（4）において

浄化槽は、**原則として同一敷地につき1基とする**とさだめられており、  
原則一敷地一建築物にごとに処理対象人員を算定します。



例1

2戸を1つの浄化槽で処理する事例



例2

1人が所有する土地に複数の住宅がある場合

### 3 倉庫などの人員算定に関すること

- 3-1 倉庫の取り扱い JIS A 3302-2000、設計・施工上の運用指針2015年版

☞ 原則主たる用途の一部として算定

倉庫の占める割合がおおむね1/4を超えるの場合

業務用厨房あり  $n=0.75P$ 、業務用厨房なし  $n=0.30P$  「 $P$ =定員(人)」により算定可。

#### 住宅の付随設備の取り扱い(床面積に含める場合、含めない場合) 浄化槽の設計施工上の運用指針 24ページ

- ① 同一棟の物置、納屋及び別棟の離れ → 算入
- ② 同一棟の水回りのない農業用倉庫及び土蔵の部分 → 除外
- ③ 別棟の建物が便所などのない農業用倉庫や土蔵などで人員の利用が明らかでない → 除外
- ④ 住宅に付随する自動車車庫のうち住宅の用に供する以外の部分 → 除外  
駐車場の一角に便所や浄化槽に排水する流しなどがある → 算入

#### 事例3 使用見込みのない倉庫の水道についての取り扱い

(内容) 倉庫内で家畜の解体などの処理を行っていたことがあり、流しや手洗いが存在。  
今後解体などを行う予定はなく、倉庫内の水回りは一切使用せず、倉庫としての使用するのみとのこと。  
倉庫水回りを使用しない、浄化槽の適正使用などに努めるなどを記載した誓約書を提出してもらい、住宅の延べ面積から除外したもの。

(根拠) 浄化槽の設計・施工上の運用指針では、便所等のない別棟の農業用倉庫等は床面積から除外できると記載がある。また家畜解体時の排水は浄化槽に接続すべきではない。

## 4 住宅の人員算定に関すること

住宅算定は、基本的に $130 \text{ m}^2 \geq A$ の場合5人槽、 $130 \text{ m}^2 < A$ の場合7人槽 「 $A =$  延べ面積 (  $\text{m}^2$  ) 」

建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)

### • 4-1 二世帯住宅の取り扱い

☞ ポイントは浴室および台所が2セットあるかどうか。

ある → 10人槽 (実際に独立した生活が可能となるため)

※ただし、実情に応じて減免も可能です。過去3年間の使用水量がわかるものとして、水道料金の収納証明書などをご確認ください。

ない → 実情に応じて適切な処理能力のものを設置 (台所は1つ、浴室は2つなど)  
同居人、使用水量などから適切な処理能力のものを設置する

### • 4-2 一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取り扱い

☞ 住宅専用部分の延べ床面積が $130 \text{ m}^2$ を超える場合、一定の要件や条件を満たせば、その住宅専用部分の処理対象人員を5人とすることができるもの。

#### 適用の要件及び条件

- (1) 住宅専用部分の延べ床面積が $200 \text{ m}^2$ 以内であること
- (2) 実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること
- (3) 水道及び井戸水の合計使用水量の見込みが1日当たり平均 $1000 \text{ L}$ 以下であること。
- (4) 一つの敷地に「母屋」と「離れ」がある場合は「離れ」は、風呂、台所、便所のうちいずれか1つ以上を母屋と共有すること

## 4 住宅に設置する浄化槽に関すること

- 4-2 一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取り扱い

### 維持管理についての遵守事項

#### 維持管理についての遵守事項

- (1) 浄化槽管理者の責任において、法定検査、保守点検、清掃が適切に実施されること。
- (2) 浄化槽施行規則第一条を遵守すること
- (3) 浄化槽設置後、第3条第1項第1号から第3条第2講までの要件及び条件に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が不適と判定された場合には、適切な企画の浄化槽への切り替え・交換を含め行政からの指示などに従い、設置者自らの責任において速やかに改善措置を講ずること。
- (4) 浄化槽の管理者を変更する場合変更前の管理者は変更後の管理者に対し、当該浄化槽の設置届(写し)を引き渡すなどして、責任をもって各要件及び条件について遵守義務があることを継承する。

### 緩和措置の適応を受ける際に必要な書類

- ・ 浄化槽設置届出書
- ・ 別紙1 一戸建住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適応願い
- ・ 住民票の写し（家族全員分が望ましい）
- ・ 現世帯の水道使用量が分かるもの（収納証明書など）

☞ 現在緩和措置の適応となっている浄化槽についても管理者が変更となる場合は確実に当該浄化槽の設置届（写し）の引き渡しを行ってください。

# 5 共同住宅に設置する浄化槽に関すること

- 5-1 共同住宅（アパートなど）の処理能力算定 JIS A 3302-2000、設計・施工上の運用指針2015年版

☞ アパートなどの共同住宅に接続する浄化槽処理能力の算定は

$N1 = 2 \times K1 + 3.5 \times (K - K1)$ 、 $N2 = 0.05 \times A$ 、 $N3 = 6 \times K$  を計算、

$N1 > N2$ の場合は  $n = N1$ 、 $N1 < N2$ でかつ $N2 < N3$ の場合  $n = N2$ 、 $N2 < N3$ の場合は  $n = N3$ となる。

計算方法の例

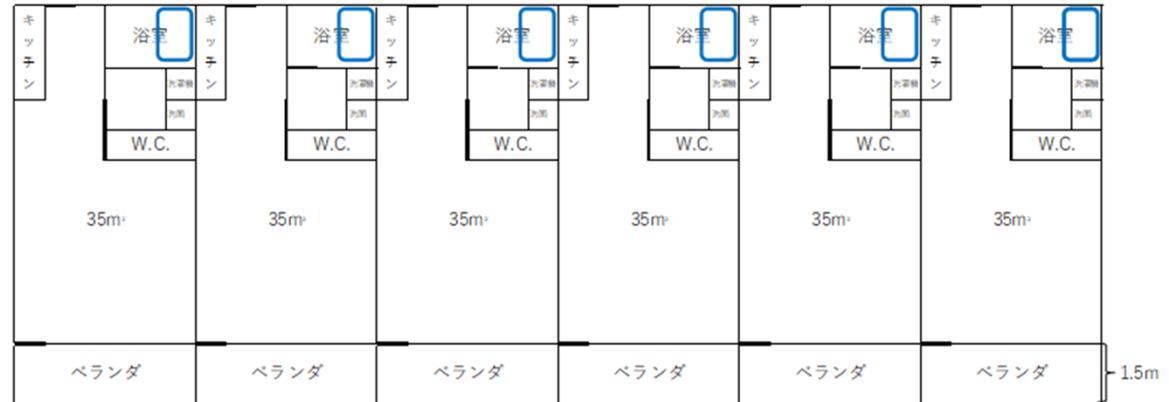
全体の戸数  $K = 9$ 戸  
 1居室だけの戸数  $K1 = 6$ 戸  
 延べ面積  $A = 420$ m<sup>2</sup>

$$\begin{aligned} N1 &= 2 \times K1 + 3.5 \times (K - K1) \\ &= 12 + 3.5 \times 3 \\ &= 12 + 10.5 \\ &= 22.5 \end{aligned}$$

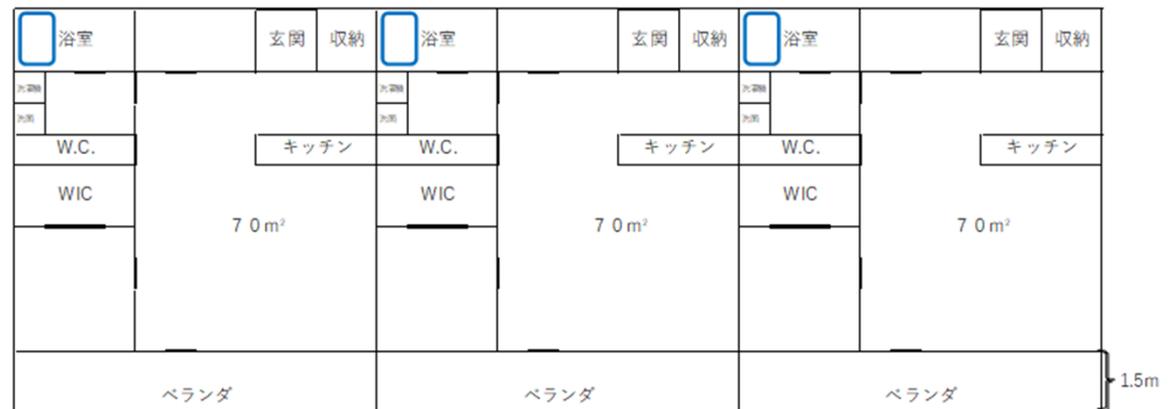
$$\begin{aligned} N2 &= 0.05 \times A \\ &= 0.05 \times 420 \\ &= 21 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} N3 &= 6 \times K \\ &= 6 \times 9 \\ &= 54 \end{aligned}$$

2階



1階



$N1 > N2$ なので $N1$ 。この共同住宅では23人槽以上を設置するのが妥当となる。

# 5 共同住宅に設置する浄化槽に関すること

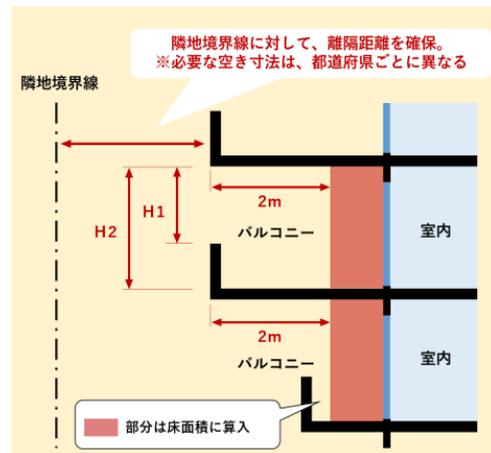
## • 5-2 ベランダ、バルコニーなどの取り扱い

- ☞ 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1 m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である場合は、幅2 mまでの部分を床面積に算入しない

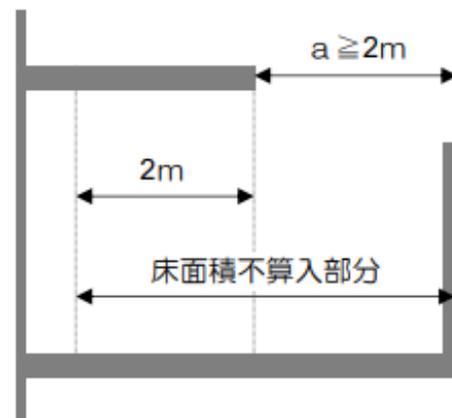
(通知) 昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号

バルコニーなどの上部に一部屋根または庇がない場合

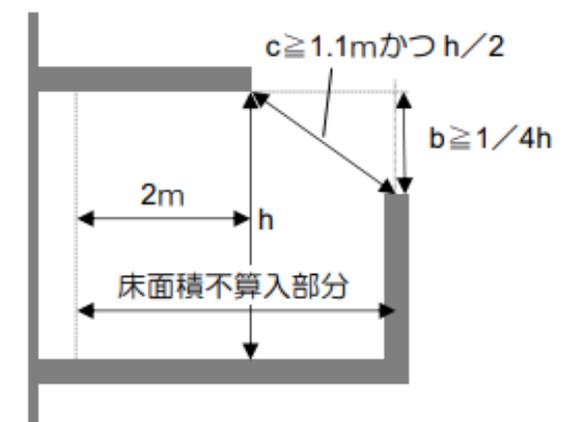
- ① 「屋根または庇がない部分の幅 (a)」が2 m以上の場合は、腰壁部分の高さに関わらず外気に有効に開放しているものとみなす。
- ② 「腰壁上端から天井面までの開放部分の垂直距離 (b)」が「天井高 (h)」の1/4以上の場合は、通常 (b) の部分で算定する「外気に有効に開放されている高さ (1.1 m以上かつ h/2以上)」を「腰壁の天端の壁芯から屋根または庇の先端までの距離 (c)」の部分で算定することも可能。



①



②



## 6 簡易宿泊所に設置する浄化槽に関すること

- 6-1 民家を簡易宿泊所（民宿）へ改装する場合の浄化槽

☞ 浄化槽の設置は義務ではありません。

設置した場合は  $n = \text{宿泊所の定員 (P)}$  となります。

※宿泊所の定員（P）には宿泊所に常駐する管理人も含まれます。

### 必要な届出

《浄化槽がすでに設置してある場合》

- 様式第9号 浄化槽管理者変更報告書（管理者が変更になる場合）3部提出  
添付書類：様式第2号 法定検査依頼書  
様式第3号 誓約書及び承諾書
- 様式第10号 浄化槽届出事項変更届出書（変更内容：建築物の用途）3部提出  
※増改築を伴う場合は前後の図面を添付してください。
- 使用休止中の浄化槽については使用開始報告書も必要です。

《新たに浄化槽を設置する場合》

- 様式第1号 浄化槽設置届出書 4部提出 ※建築確認申請が必要な場合は対馬振興局建築班へ提出  
添付書類：法定検査依頼書、誓約書及び承諾書、浄化槽処理対象人員算定表、  
浄化槽の大臣認定書、型式認定書、型式適合認定書  
周辺地図、建物の配置図、建物各階の平面図、配水管図、求積図

このほかに、**旅館業法**、**建築基準法**、**消防法**、**水質汚濁防止法**の手続き、確認が必要です。  
営業をお考えの際はひとまず対馬保健所衛生環境課まで、ご連絡ください（電話0920-52-0166）

## 7 浄化槽保守点検業登録・更新申請について

- 7-1 浄化槽保守点検業登録申請について ※長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

👉 **長崎県電子申請システム**による申請が可能となりました。

「長崎県電子申請システム\_浄化槽保守点検業登録申請」から申請をお願いします。

### 添付書類

※なお登録には**手数料33,600円**が必要です

- ① 誓約書：登録申請書と同じ日付を記入
- ② (法人) 履歴事項全部証明書原本 (個人) 申請者の住民票の抄本原本
- ③ 営業所の平面図および営業所付近の見取図 ※器具保管場所と帳簿保管場所を記載
- ④ ほかの都道府県や佐世保市、長崎市で浄化槽の保守点検業に係る登録を受けている場合  
それを明らかにする書面 (写し)
- ⑤ 浄化槽管理士免状 ⑥ 浄化槽管理士講習会の修了証
- ⑦ 器具の明細書
- ⑧ 申請者以外のもので、その営業所の浄化槽管理士である場合  
：雇用契約書、健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証
- ⑨ 長崎県ウェブサイトへの掲載確認票

### 令和7年1月から手数料の納付方法が変わります

令和7年1月から手数料の納付方法が変わります

収入証紙の販売は**令和6年12月末**まで、購入済み証紙の使用は**令和7年3月末**までです。

詳細は別添「長崎県からの知らせ 令和7年1月から手数料の納付方法が変わります！」

をご確認ください。

## 7 浄化槽保守点検業登録・更新申請について

### • 7-2 浄化槽管理士研修の受講について

- ☞ 「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」第10条第4項の規定により、  
令和5年4月1日以降に登録又は更新を受ける浄化槽保守点検業者に適用されます...①  
対象は営業所に置かれる浄化槽管理士です...②

登録の場合：登録の日の3年前の日以降に浄化槽管理士免許を取得または研修を受講

更新の場合：現在の登録の有効期間の満了の日の翌日の3年前の日以降に取得または受講

#### ① 浄化槽管理士研修とは...

- ・ (一財)全国浄化槽団体連合会
- ・ (公財)日本環境整備教育センター
- ・ 指定検査機関

によって実施される浄化槽の保守点検に関する研修

県内各離島地区では、2年に1回長崎県浄化槽協会によって開催されています。

※令和6年度は11月7日に実施済みです。

#### ② 営業所に置かれる浄化槽管理士とは

登録条例の手続きにおいては、登録の申請書・変更の届出書に記載した浄化槽管理士  
保守点検業の実務においては、浄化槽の保守点検業や実地での監督を行う浄化槽管理士

その事業所に所属する浄化槽管理士の国家資格を有する者全員を意味するものでない  
ことがあります

# おわりに

浄化槽の各種届出の申請書は長崎県申請書ダウンロードサービスから入手できます。

「長崎県申請書ダウンロードサービス 水環境対策課」で検索をおねがいします。

浄化槽に関する相談、本講習会に関する質問などは

対馬保健所 衛生環境課（電話：0920-54-0166）までご連絡ください。

今後とも浄化槽の適正維持・管理の推進についてご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

